



5 相手方のインボイス対応により、仕入税額控除できるものとそうでないものが出てくるが、仕訳上どのように区別すればいいですか？



インボイス制度導入前後の取扱い例を仕訳すると以下ようになります

【例えば】 免税事業者(適格請求書発行事業者でない)である仕入先から課税資産(軽減税率の対象でないものとする)を取得し、対価として110万円を現金で支払う場合

①●インボイス制度導入前 (2023年9月30日まで)

(借方) 資産	1,000,000円	(貸方) 現金	1,100,000円
仮払消費税等	100,000円		

②●インボイス制度導入後

②-1 ■2023年10月1日から2026年9月30日まで (経過措置：80%控除可能)

(借方) 資産	1,020,000円	(貸方) 現金	1,100,000円
仮払消費税等	※80,000円		

※1,100,000円×10/110×80/100=80,000円

仕入税額控除を受けられる金額(消費税額の計算方法)

1,100,000円×10/110=100,000円

100,000円 ×80/100= 80,000円

②-2 ■2026年10月1日から2029年9月30日まで (経過措置：50%控除可能)

(借方) 資産	1,050,000円	(貸方) 現金	1,100,000円
仮払消費税等	※50,000円		

※1,100,000円×10/110×50/100=50,000円

仕入税額控除を受けられる金額(消費税額の計算方法)

1,100,000円×10/110=100,000円

100,000円 ×50/100= 50,000円

②-3 ■2029年10月1日以降

(借方) 資産	1,100,000円	(貸方) 現金	1,100,000円
---------	------------	---------	------------

仕入税額控除を受けられる金額はゼロです



6 組合で懇親会を行う場合、案内に懇親会費の金額を記載し、当日受付で徴収し領収書を渡しています。こういった場合、どう対応したらよいですか？



参加者にインボイスを交付できる場合にはどのような対応をすべきかとの前提で記します。

組合がインボイス発行事業者でない場合は、インボイス発行事業者として登録を受けて、インボイスを発行することになります。

組合がインボイス発行事業者である場合は、これまでどおり組合の課税収入として取り扱い参加者にインボイスを発行することになります。

なお、当組合名義での領収書を発行せずに、当組合の構成員の団体(任意団体で免税事業者)の代表者の名義で懇親会費用を支出した場合には当該団体(任意団体で免税事業者)がインボイス発行事業者として登録を受けて、インボイスを発行するか、又は懇親会場を運営するホテル等から懇親会出席者に対して直接インボイスの交付を受けられるよう対応する必要があります。

例えば、懇親会場を運営するホテル等運営事業者から懇親会出席事業者に対して、直接領収書(インボイス)の交付をするよう手当することができれば懇親会に出席した事業者側で、仕入税額控除の対象とすることも可能と考えられます。